

令和6年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進及び介護サービスの質の向上を図るため、福祉・介護施設又は事業所が介護ロボット及びICT機器を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に関する補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、これらの表の補助基準額欄に定める額と補助対象経費欄に定める額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額にこれらの表の補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、次に掲げる事項に該当する経費は、補助の対象としない。

- (1) 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの
- (2) 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- (3) 商品として販売し、又は賃貸する目的で購入したもの
- (4) 資本的及び経済的関連性がある事業主間等の取引によるもの
- (5) 保険料、メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の維持管理に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業として適当であると認められないもの

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であるとき。
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
 - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
 - エ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第3号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入りが生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補

助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の1月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

- 2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

（報告等）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

（失効期限等）

- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
介護ロボット 導入支援事業	県内法人（独立行政法人を除く）のうち、介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービスを提供している法人（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）	1 次の①～⑥のいずれかの場面において使用される介護ロボットの導入に伴う経費 ①移乗介助（非装着型） ②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑤入浴支援 ⑥介護業務支援 ※それぞれの定義については、別表第2を参照すること。 2 その他の機器の導入に伴う経費 1によらず、介護事業所の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器 ※対象機器は要領参照。 ※1及び2は1計画につき、1回の補助とする。	1 介護ロボットの導入に伴う経費 （1）①移乗介助（非装着型） ⑤入浴支援 1機器当たり133万円 （2）②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑥介護業務支援 1機器当たり40万円 2 その他の機器の導入に伴う経費 1機器あたり133万円	4分の3以内	1 介護ロボットの導入に伴う経費 （1）①移乗介助（非装着型） ⑤入浴支援 1機器当たり100万円 （2）②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑥介護業務支援 1機器当たり30万円 2 その他の機器の導入に伴う経費 1機器あたり100万円

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
ＩＣＴ導入 支援事業	県内法人（独立行政法人を除く）のうち、介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービスを提供している法人（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）	次の（１）～（５）の導入に伴う経費 （１）介護ソフト等 （２）情報端末 （３）通信環境機器等 （４）保守経費等 （５）その他	職員数１名以上１０名以下 １事業所当たり 133 万円	４分の３以内	職員数１名以上１０名以下 １事業所当たり 100 万円
			職員数 11 名以上 20 名以下 １事業所当たり 213 万円		職員数 11 名以上 20 名以下 １事業所当たり 160 万円
			職員数 21 名以上 30 名以下 １事業所当たり 266 万円		職員数 21 名以上 30 名以下 １事業所当たり 200 万円
			職員数 31 名以上 １事業所当たり 346 万円		職員数 31 名以上の場合 １事業所当たり 260 万円
			※職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。 ※職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。		

			※職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定すること。		
--	--	--	---	--	--

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
介護テクノロジーの パッケージ型 導入支援事業	県内法人（独立行政 法人を除く）のう ち、介護保険法によ る指定又は許可を受 け、介護サービスを 提供している法人 （居宅療養管理指 導、福祉用具貸与及 び特定福祉用具販売 を除く。）	次の（１）、（２） の導入に伴う経費 （１）介護テクノロジー のパッケージ型による 導入 （２）見守り機器の導入 に伴う通信環境整備	（１）、（２）の合計 １事業所あたり 1333 万円	4 分の 3 以内	（１）、（２）の合計 １事業所あたり 1000 万円

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	県内法人（独立行政法人を除く）のうち、介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービスを提供している法人（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）	「介護ロボット導入支援事業」、「ＩＣＴ導入支援事業」又は「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」により介護テクノロジーを導入する事業所が次の（１）又は（２）の支援を受ける経費 （１）第三者による業務改善支援 （２）介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等	（１）、（２）ともに １事業所あたり 60 万円	4 分の 3 以内	（１）、（２）ともに １事業所あたり 45 万円

別表第2（第3条関係）

分野名	内 容	要件
①移乗介助	ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う <u>非装着型</u> の機器	・移乗開始から終了まで、介助者が一人で使うことができる。 ・ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。（※ベッドと車いすの間の移乗における使い勝手は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。） ・要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。 ・機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。 ・つり下げ式移動用リフトは除く。
②移動支援	高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器	・使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。 ・高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。 ・荷物を載せて移動することができる。 ・モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。） ・4つ以上の車輪を有する。 ・不整地を安定的に移動できる車輪径である。 ・通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。 ・マニュアルのブレーキがついている。 ・雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。 ・介助者が持ち上げられる重量（30kg 以下）である。
	高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器	・一人で使える又は一人の介助者の支援の下で使える。 ・使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。 ・食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。 ・従来の歩行補助具等を併用してもよい。
	高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器	・使用者が一人で用いる装着型の機器。 ・自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。 ・歩行補助具等を併用してもよい。

③排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ	・使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。 ・室内での設置位置を調整可能であること。
	ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器	・使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。 ・使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。 ・予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。
	ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器	・使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。 ・トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
④見守り・コミュニケーション	介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	・複数の要介護者を同時に見守ることが可能。 ・施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。 ・昼夜問わず利用できる。 ・要介護者が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。 ・要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。 ・認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。
	在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	・複数の部屋を同時に見守ることが可能。 ・浴室での見守りが可能。 ・暗所でも利用できる。 ・要介護者が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。 ・要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。 ・要介護者が転倒したことを検知し、介護従事者へ通報できる。 ・要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介護従事者へ情報共有できる。 ・認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。
	高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器	・高齢者等の日常生活全般が支援対象となり得る。 ・高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができる。 ・双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、ADL（日常生活活動）を維持向上することができる。

⑤入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器	・要介護者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。 ・要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を支援できる。 ・機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸かることができる。 ・要介護者の家族や他の利用者が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。 ・特別な工事なしに設置できる。
⑥介護業務支援	ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器	・共有する情報は、ロボット介護機器により得られたものとする。

別表第3（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。